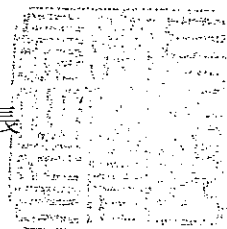




長野労発基 0509 第 1 号
平成 28 年 5 月 9 日

建設業労働災害防止協会長野県支部長 殿

長野労働局長



平成 28 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について

日頃より、労働災害の防止につきまして格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長野労働局では、労働災害防止の重点事項の一つとして、平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場における熱中症による休業 4 日以上の労働災害による死傷者数を 20% 以上減少させることを目標に取り組んでいるところですが、長野県における熱中症による休業 4 日以上の死傷者数は、平成 27 年は 5 人（製造業 3 人、運輸業 1 人、産業廃棄物処理業 1 人）で、このうち 1 人が死亡しております。

これら熱中症の予防は、適切な対策を講じることで未然に防止できるものと考えられ、その予防対策について、先般、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から別添のとおり通達されているところです。

つきましては、この通達に取りまとめられている熱中症予防対策の会員事業場に対する周知等について、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

【添付文書】

1 通達

平成 28 年 2 月 29 日付け基安発 0229 第 1 号

「平成 28 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」

2 別紙 1

平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号

「職場における熱中症の予防について」

3 別紙 2

職場における熱中症による死傷災害の発生状況

（平成 28 年 1 月末時点速報値）

